

令和4年度下関市中小企業制度融資一覧表(令和4年4月1日現在)

融 資 名	対 象	使途	限 度 額	融 資 利 率(責任共有制度対象外)	保 証 料 率	融 資 期 間	償還方法	保証人・担保	取 扱 金 融 機 関	
中小企業 事業資金融資	一般貸付	中小企業者が必要とする資金	【運転】 【設備】 【併用】 1,500万円	年1.8%(年1.6%)	保証協会所定の率 市が保証料の30%を補助	【運転】 6年以内 (据置1年以内)	分割 一括	原則法人代表 者以外は不要	山口銀行 西京銀行 西中国信用金庫 三井住友銀行 福岡銀行 西日本シティ銀行 商工組合中央金庫 朝銀西信用組合 信用組合広島商銀 の市内にある 本店・支店 *4	
	小規模企業サポート貸付	小規模企業者が必要とする資金	【運転】 【設備】 【併用】 1,000万円	年1.5%(年1.3%)		【設備】 【併用】 10年以内 (据置1年以内)		必要により 徴求		
	新事業・海外販路貸付	・新事業分野へ進出するため ・海外への販路開拓やその後の事業展開を行うため に必要とする資金	運転	1,500万円	5年以内 年1.8% 5年超 年2.0%	—		5年以内 (据置6月以内)		金融機関所定
			設備	2,000万円	「下関地域商社*1」サービス利用の 登録をしている者については、貸付 利率から0.2%優遇			10年以内 (据置1年以内)		
大規模設備投資貸付	・工業用地の取得 ・工業用地に設置する工場の建設 ・商業団体が行う商店街共同施設の設置 に必要とする資金	設備	1億円	5年以内 年1.8% 5年超 年2.0%	—	15年以内 (据置2年以内)				
起業資金融資	市内において、 ・新たに事業を開始しようとするもの ・開業した日(法人にあってはその設立の登記をした日)から起算して 5年未満の中小企業者 に対して、必要とする資金の80%に相当する額を限度	運転 設備	【運転】 800万円 【設備】【併用】 1,500万円 (併用運転800 万円まで)	5年以内 年1.3%(年1.1%) 5年超 年1.5%(年1.3%) 「特定創業支援等事業*2」修了者は 貸付利率から0.2%優遇 「創業支援カフェKARASTA*3」利用 者は貸付利率から0.1%優遇	保証付は協会所定の率 市が保証料の100%を補助	6年以内 (据置1年以内) 10年以内 (据置1年6月以内)	月賦	原則法人代表 者以外は不要 必要により 徴求		
中心市街地活性化 チャレンジ資金融資	出店・改修等貸付	中心市街地において小売業又は飲食等サービス業を ・空き店舗で始めるため ・営んでいる店舗の改修や店舗を中心市街地内で移転するため ・店舗と一体的な住居の新設又は改修を行うため に必要とする資金	【運転】 【設備】 【併用】 3,000万円	保証付 5年以内 年1.3%(年1.1%) 5年超 年1.5%(年1.3%) 保証無 5年以内 年1.5% 5年超 年1.7%	保証付は協会所定の率 市が保証料の100%を補助	【運転】 7年以内 (据置1年)	分割 一括	保証付は 原則法人代表 者以外は不要		
	まちづくり貸付	中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を図る事 業活動を行うにあたり必要とする資金	【運転】 3,000万円 【設備】 【併用】 1億円	5年以内 年1.5% 5年超 年1.7%	—	【設備】 【併用】 15年以内 (据置2年)		保証無は 金融機関所定		
中小企業体質強化特別融資(無担保)	・最近3か月間又は最近1年間の売上高、営業利益又は経常利益が 前年同期と比較して5%以上減少しているもの ※当分の間、新型コロナウイルス感染症対応による条件緩和あり (原則として、最近1か月間の売上高等、かつ、その後の2か月を 含む3か月間の売上高等が前年同期と比較して5%以上減少する ことが見込まれるもの) ・信用保証協会の保証対象業種であるもの が必要とする資金	運転	3,000万円	年1.3%(年1.1%)	保証協会所定の率 市が保証料の30%を補助 ※当分の間、新型コロナウイルス 感染症対応による拡充あり (市が保証料の100%を補助)	10年以内 (据置1年以内)	分割	原則法人代表 者以外は不要 原則徴求 しない		
中小企業等経営安定化短期資金融資	中小企業等が一時的に必要とする資金	運転	1企業 800万円 1組合 4,800万円	保証付 年1.8%(年1.6%) 保証無 年1.9%	保証付は協会所定の率 市が保証料の30%を補助	6月以内	月賦 一括	保証付は 原則法人代表 者以外は不要 保証無は 金融機関所定 必要により 徴求	山口銀行 西京銀行 西中国信用金庫 福岡銀行 西日本シティ銀行 商工組合中央金庫 朝銀西信用組合 信用組合広島商銀 の市内にある 本店・支店	

*1 下関地域商社とは、海外への販路開拓や拡大、進出を目指している市内中小企業者等に対し、「産・官・学・金」の各主体がノウハウを持ち寄り支援を行う疑似的な貿易商社 産業振興課工業係 TEL 232-7214

*2 特定創業支援等事業とは、創業支援事業者により、経営・財務・人材育成・販路開拓について1か月以上にわたり、4回以上(創業塾の受講含む。)継続的に個別指導や経営指導を実施される事業 産業振興課創業支援係 TEL 231-1265

*3 創業支援カフェKARASTAとは、創業相談、セミナー等の実施により、創業者のスタートアップを支援する創業支援拠点施設 創業支援カフェKARASTA TEL 227-4747

*4 「大規模設備投資貸付」の商店街に関する融資及び起業資金融資の「特定創業支援等事業」修了者に対する融資利率の優遇は、一部の金融機関のみ取扱いとなりますのでご注意ください。